

# 学校いじめ防止基本方針

春日市立南城中学校

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条より）

本校でもこの定義に基づいていじめの防止にあたることとする。

### (2) いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。

また、どの生徒もいじめの被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはならない。生徒一人一人が「大切にされている」という実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が「自己肯定感」や「自己有用感」を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

## 2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭等で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を加える。

### (1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証と、改善策の検討を行う。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」を周知し、教職員の共通理解を図る。
- ・ いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

## エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

## 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育、体験活動等の充実を図り、心の通う対人関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組むことにより、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットやSNS等においても、自他を尊重し、思いやりのあるコミュニケーションを実践する態度を育み、オンラインにおける人権侵害（ネットいじめ、誹謗中傷等）をはじめとする様々なトラブルの加害者、被害者、傍観者とならないよう継続的に指導する。

### (2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的実施（年3回）し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。
- エ クラウド環境を活用した情報共有を行い、全職員が実態を把握できるようにする。

### (3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒の生命及び心身の保護を最優先し、最後まで守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネットやSNS等のいじめの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

#### 4 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

重大事態とは、次のようなものが挙げられる。

- ① いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより本校に在籍する生徒が、相当の期間（30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。欠席期間が7日を経過した際には、生徒の心身への被害を鑑み、重大事態に向けて、いじめの調査を慎重に行うようにする。
- ③ いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあると見込まれるとき。
- ④ その他、「いじめ・不登校対策委員会」において、重大事態だと判断したとき。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

#### 5 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

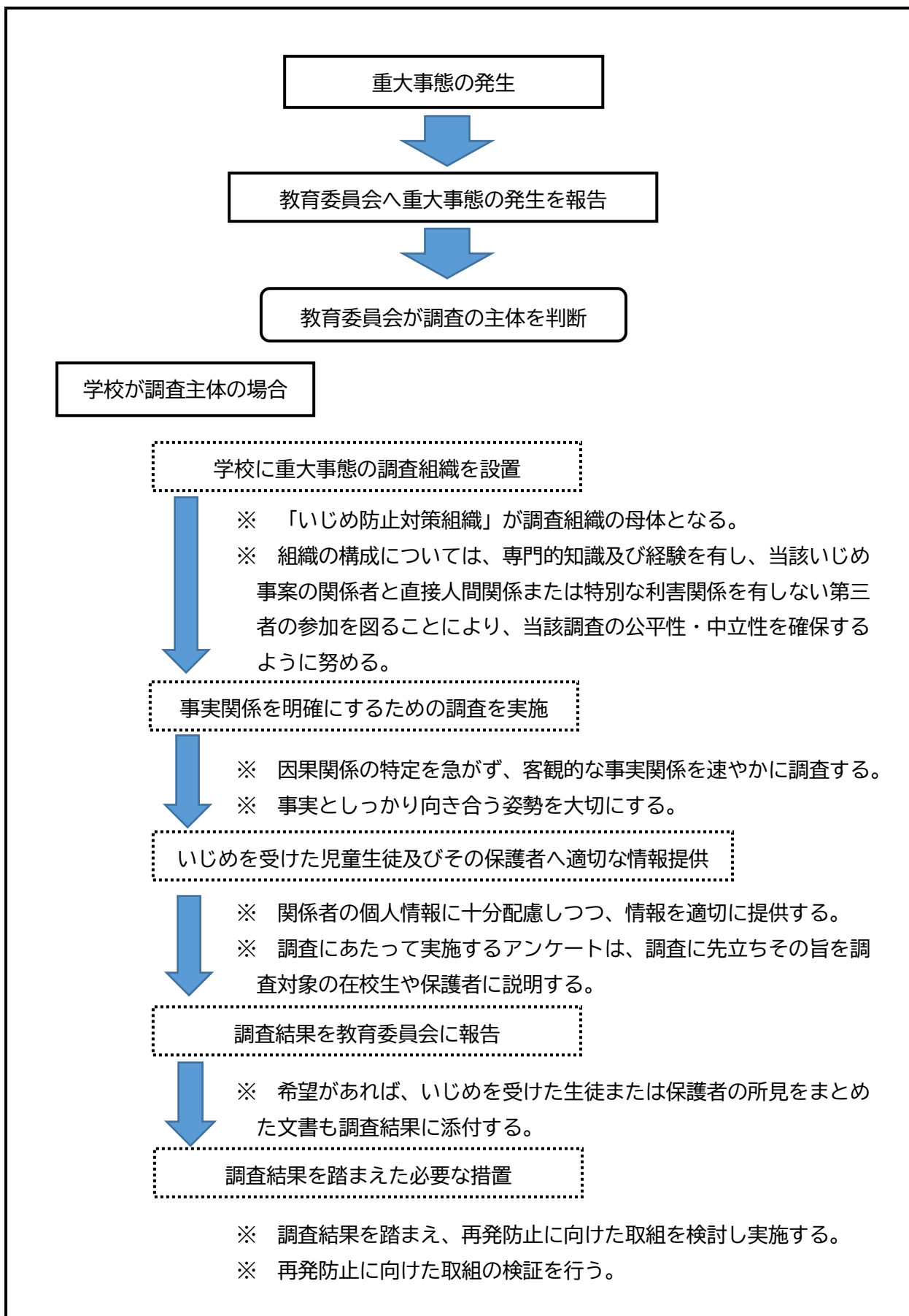
#### 6 その他

(1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、生徒理解やいじめに対応に関する教職員の資質向上に努める。

(2) 「学校いじめ防止基本方針」は、ホームページに掲載する。

(3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



<参考資料 取組の年間計画例>

	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↑	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○SCについて、生徒・保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○野外学習（2年）	○スクールサインについて、生徒・保護者への周知 ○身体測定	○「学校いじめ防止基本方針」の周知
5月		○現職教育①「生徒理解」	○修学旅行（3年）	○「教育相談アンケート」 ○教育相談週間	○部活動懇談会 ○オープンスクール
6月		○現職教育②「道徳研修」		○教育相談週間	○オープンスクール ○地健連総会 ○学校評議員会
7月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施及び検証	○情報モラル指導（ネットモラル）		○個人懇談会
8月		○中間評価・検証			
9月					○オープンスクール
10月		○現職教育(3)「人間関係づくり」	○合唱コンサート ○校外学習（1年）	○「教育相談アンケート」	○学校評議員会
11月		○現職教育④「道徳研修」	○学校保健委員会	○教育相談週間	
12月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施及び検証	○人権週間（講話）	○「心のアンケート」	○個人懇談会 ○保護者への学校評価アンケート
1月		○自己評価			
2月		○学校関係者評価の結果を検証、「学校いじめ防止基本方針」の見直し			○学校評議員会
3月					○卒業証書授与式
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○みなタイム ○S&S ○集会における校長講話 ○保健教育「体・心・命」の学習 ○分かりやすい授業	○健康観察の実施 ○SC等による相談 ○生活ノート ○心の天気		

※ いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら対応していく。